

事後評価（案）

別紙2

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化するために適切な事業を選定し、試行的に事業を実施する中で、その問題点の検証及びルート・ダイヤの見直しについて検討し、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

事業計画において、コミュニティバスの実証運行を主体に取り組むほか、公共交通の利用促進活動を地域として実施する事業として位置づけている。コミュニティバスの実証運行については、平成22年6月21日より市内全域(北部、南部、東部ルート)の運行を開始し、市広報紙やホームページにて情報発信を行い、7月初より11月末までの間に26,171人が利用した。

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

コミュニティバスの実証運行に係わる利用者を対象とした評価として、実証運行開始以降の乗車調査、9月、10月の2週間×2回の乗降調査を実施し、利用特性の評価を行っている。また、市民・企業を対象としたアンケート調査を実施し、改善要望や意向等の把握による検証・分析を行い、実証運行に係わる評価を行っている。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

「市内バス運行の改善・充実」及び「高齢者や学生等の交通弱者への対応」「公共交通サービス水準格差の解消」といった目標に対し、朝・夕の急行ルート設定を含むバス運行本数の増加や鉄道との接続を確保し実証運行を実施している。その結果、運行開始以降、福祉バス(昨年度)の利用と概ね同様の月別利用傾向にあるが、乗車人数としては少なくなっている。一方で、昨年度比率で見ると、コミュニティバスに移行した直後の7月では86.5%であったのに対し、11月では96.9%と利用者が増加していることから、上記目標を達成するために適切な事業であると判断される。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。
今年度のコミュニティバスの実証運行については、時間帯やバス停、ルートによって利用の偏りが見られている。また、アンケート調査を実施することにより、多様な改善要望を把握し、西部臨海部においては、自動車に依存した通勤形態となっていることなどを把握した。
実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。
翌年度事業を実施するにあたり、把握した問題点等を踏まえ、新たなバス停の設置による需要の掘り起こしや、運行時間帯の変更による効率化を図るなどの改善を実施する予定である。また、利用促進を図るために次年度に新たに定期券を設定する予定である。あわせてPR活動等の利用促進活動の検討も進める。実証運行開始後、4ヶ月を経過している時点で利用者数は増加傾向に転じており、翌年度も事業を実施することにより、よりよいコミュニティバスの本格運行に向けた実証ができると考えている。
2 事業の実施環境
当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。
平成23度におけるコミュニティバスの実証運行等を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、弥富市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、弥富市の平成23年3月議会に平成23年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。
住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。
平成22年度におけるコミュニティバスの実証運行に関しては、運行地域の一部である西部臨海部の広報紙に運行開始や利用案内が掲載され地域企業及び従業員に対し周知・啓発活動がされており、協賛金等の拠出については、来年度からの実証運行に関し、協議会として地域の企業・商業施設等に求めていくことが、第3回協議会で確認された。(別添の第3回協議会の議事録を参照)
当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。
これまでの協議会において、総合事業(計画事業)によるコミュニティバスの実証運行の終了後に、継続してコミュニティバスが運行できるようにするためには、地域の企業・商業施設等による協賛金(広告)等の収入も必要であるとの意見が出され、拠出金を求める方法についての議論が行われた。(別添の第3回協議会の議事録を参照)

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。
協議会の運営要領が第1回協議会で決定されており、協議会の審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る評価、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る評価、その他協議会において必要と認められた事項と規定されている。
協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。
協議会の構成員には弥富市の区長会、民生委員協議会、福寿会、女性の会の代表が含まれているほか、公募の2名の市民が、計画事業の進め方を協議会で審議した上で、コミュニティバスの実証運行を実施するとともに、その実施結果については協議会で説明を行って質問や意見を受け付けており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。
計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。
第1回協議会においては、協議会の構成員・検討審査の方針が確認され、それ以降の協議会においては計画事業の進め方、実施した計画事業の結果が報告・審議されており、計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催された。
協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。
協議会において、議事の傍聴は原則可能であり、議事録は会議開催後に公表することが規定されており、当該規定に従って協議会資料及び議事録を弥富市HPにおいて公表している。
地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。
協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめが報告・審議され、コミュニティバスの実証運行については、来年度も実証運行を実施することについて、関係者の合意形成が行われた一方、協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域関係者の実質的な合意が形成された。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。